様

八戸地域広域市町村圏事務組合 管理者 <u>即</u>

行政文書の開示について (通知)

先に照会し	ました		_に関する	う情報が	記録されて	いる行政文	書の開示
については、	次のとおり開	示することと	決定した	こので、	八戸地域広:	域市町村圏	事務組合
情報公開条例	第13条第3項	の規定により	通知しま	きす。			

開示請求に対する	年 月 日付け 第 号による行政文書						
開示決定	開示・一部開示 決定処分						
開示請求に係る行政文							
書のうちに							
関する情報の内容							
開示する部分							
開示することとした理 由							
開示を実施する日	年 月 日						
担当課(室)	電話番号 () 内線						
備考							

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合管理者に対して行政不服 審査法による審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合を被告として(八戸地域広域市町村圏事務組合管理者が被告の代表者となります。)、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。